

2020. 7. 8

疫学上の制限措置の再強化について（新型コロナウイルス関連）

- 7月8日、ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会は、7月10日から8月1日までの間、全国一律で疫学上の制限措置を再強化すると発表しました。当地各種報道によりますと、今次制限強化に伴い、車両通行の制限（許可ステッカーを有する車両に限って運行を認めることなどを検討中）のほか、飲食店（配達を除く）やスポーツ施設等の営業行為、屋外での3名以上での団体行動などが禁じられるとのこと。詳細は以下本文をご確認ください。なお、今後、政府決定の詳細が判明したところで、追加事項があれば、当館より追ってご連絡いたします。
- 本措置に関して当地内務省は、ウズベキスタン全土が「赤色地域」に移行したとして、許可ステッカーを有する車両に限り、その運行を認める車両制限措置について検討していると発表するとともに、明日までに用事を済ませるよう要請しています。また、検疫措置が強化されている間、他地域からタシケント市内への入域を禁止することも発表しております。ご注意ください。
- 上記に関するものを含め、当地における滞在に関する必要なお知らせについては、当館より領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

- 1 7月8日、ウズベキスタンへの新型コロナウイルスの進入の阻止に係る措置策定特別共和国委員会は、7月10日から8月1日までの間、疫学上の制限措置を再び強化すると発表しました。
- 2 当地報道機関が報じた特別共和国委員会が発表した制限強化措置は以下のとおりです。なお、政府決定の詳細が判明したところで、追加事項があれば、当館より追ってご連絡いたします。
 - (1) 車両の移動を制限する。
 - (2) 官公庁や団体の職員の一部について、法律に基づく形で休職措置とする。それ以外の者は可能な限り、リモートワークに従事すること。
 - (3) 官公庁、組織及び企業内での会議は禁止する。必要不可欠なものについてはテレビ会議形式による開催とする。
 - (4) 地域間の車両の移動（農作物の栽培を業とする組織の公用車及び私用車を除く）を禁止する。
 - (5) 公演、文化・娯楽、その他の大規模行事、結婚式、家族行事は中止とする。
 - (6) 65歳以上の者が公共の場にいることを禁止する。
 - (7) 屋外において3人以上の団体による行動を禁止する。
 - (8) 以下の活動を休止する。
 - ア 公園や庭園にある遊園地の乗り物
 - イ 衣料品市場と食料品以外を取扱う大型店舗
 - ウ 体育館、フィットネスクラブ、ジム、プール

- エ 就学前教育機関，補助教育施設，クラブなど（公立・私立の別に関わらず）
- オ 飲食店（レストラン，カフェ，食堂，チャイハナ）。ただし，配達（ケータリング）は除く。
- カ サナトリウム，寄宿舎，子供キャンプ，ゲストハウス，ビーチ，その他のレクリエーション施設

(9) 海外の疫学的状況を分析した上で，国際線航空路線の便数を半減させる。

（注：なお，当館より当地のアシアナ航空及び大韓航空に今後の運航予定について確認しましたところ，アシアナ航空の13日ソウル便については現在調整中としているものの，少なくとも7月末までのフライトはキャンセル，8月以降のフライト再開については未定」との回答が現時点で得られております。以降の状況については両航空にご確認願います。）

(10) 国際貨物輸送に携わるドライバーは，コロナウイルス検査を受けなければならない。

3 上記制限措置に関連して，当地内務省ギヤーソフ報道官は以下のとおり発表しています。

(1) 現時点で，ウズベキスタン全土が「赤色地域」へと移行した。

(2) 当局は現在，以前の厳しい検疫措置の際と同様に，許可ステッカーを有する車両に限り，その運行を認める車両制限措置について検討している。内務省は，車両での移動が可能な時間帯について，一両日中により詳細な情報を発表する。

(3) 車両の所有者に対し，今日，明日中にすべての用事を済ませるよう要請する。

(4) タシケント州や他の地域に居住する者について，検疫措置が強化されている期間，タシケント市への入域を禁止する。

4 上記に関するものを含め，当地における滞在に関する必要なお知らせについては，当館より領事メール及びホームページを通じて，情報提供いたしますところ，常に情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い申し上げます。

（何かあった場合の連絡先）

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：（代表）+998-78-120-8060，（夜間・休日用緊急携帯）+998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：（代表）+81-3-3580-3311，（内線）2902, 2903